

社会福祉法人たんぽぽ

2021年度

事業計画書

- 法人本部
- ふれあいの家たんぽぽ（就労継続支援B型事業）
- グループホームたんぽぽ（共同生活援助事業）
- ショートステイたんぽぽ（短期入所事業）

社会福祉法人たんぽぽ
(法人本部)
2021年度
事業計画書

2021年度事業計画書

社会福祉法人たんぽぽ

1. 運営基本計画

新型コロナウイルスの世界規模の感染拡大、いまだ感染終息の見通しが不透明な現在において、社会全体が新たな生活様式に移行せざるを得ない状況に置かれています。

こうした社会情勢において、法人全体の運営においても不安定な状況が予測されます。運営に大きな影響が出ないよう、影響を最小限にとどめるよう努力するとともに、新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症が発生拡大の防止に努めます。

その上で、利用者また地域の障害を抱える方が自立した日常生活、社会生活を安心して営めるよう、社会福祉法人の地域での役割を果たすため、全てのサービスを安定して提供できるよう、経営・運営に努めます。

2. 事業運営計画の期間

- | | | | |
|---------|-------|----|-----|
| ① 事業の開始 | 2021年 | 4月 | 1日 |
| ② 事業の完了 | 2022年 | 3月 | 31日 |

3. 事業内容

① 就労継続支援B型事業（ふれあいの家たんぽぽ）

※別紙計画のとおり

② 共同生活援助事業（グループホームたんぽぽ）

※別紙計画のとおり

③ 短期入所事業（ショートステイたんぽぽ）

※別紙計画のとおり

4. 施設整備（新規事業）

① 就労継続支援B型事業における新規事業（作業）の検討及び獲得

（目的）下請作業依存からの脱却と工賃の向上

（時期）2022年度中（目標2021年度中）

（内容）ジビエを使用したペットフードの製造（自主製品）

（今年度計画）作業棟確保のため、現作業場の改築設計図面の作成を行うとともに設計価格の算出。資金調達計画及び償還計画の作成。広島県及び安芸高田市との協議。理事会での協議・議決

② 生活介護事業の開設

(目的) 利用者の高齢化に伴いB型事業だけでの運営が近い将来困難になる。また現状の利用者像においても生活介護事業におけるサービス提供がよい方もおられる。利用者のサービス選択の幅を広げるとともに事業所の支援の質を高める。また、事業所運営の安定化を図るため。

(時期) 2022年度4月

(内容) 就労継続支援B型と併設された多機能型事業の開設

(今年度計画) B型事業における既存の倉庫の改築と同時に開設する。B型12名と生活介護8名をそれぞれの定員とし現行の20名定員とする。開設に向け、届出の作成及び利用者・家族への説明と意向の聞き取り。人員配置基準を満たすための人材募集。理事会での協議・議決

③ 共同生活援助事業の新規建設

(目的) 一人暮らしに移行するための場の確保。また一人で生活したい方への場の提供。グループホーム入居ニーズへの対応。事業運営の安定化を図るため。

(時期) 2023年度中

(内容) 現グループホームの空き地に、一人で住めるアパートタイプのホームを建設(定員4名程度)

(今年度計画) 建設に向け設計図面の作成。設計価格の算出。資金調達計画及び償還計画の作成。安芸高田市との協議。理事会での協議・議決

5. 地域等との交流及び社会参加の促進

- (1) 市内学校関係との交流会(作業体験・レクレーション・勉強会)の実施
- (2) 市圏内地域の当事者(親)の会等との交流及びその行事の実施・協力
- (3) 芸北圏域における他事業所との交流(サービス管理者等の交流)
- (4) 地域行事(祭りなどを含む)への参加、及び利用者の参加促進・支援、地域啓発活動
- (5) 余暇利用の行事や活動への参加及び支援
- (6) 家族会と合同でのたんぼぼ祭りの自主開催

6. 障害者の虐待防止及び権利擁護

- (1) 障害者虐待防止法及び関係法令の遵守
- (2) 法人内における虐待防止のスタッフ研修及び本人部会での学習会。所外で行われる研修への職員の積極的な派遣。
- (3) 苦情解決システムにおける第三者委員の定期訪問により事業所の可視化を図る。
- (4) 発達障害者支援センターの定期訪問を実施し、相談や助言を受け、職員の支援スキルの向上を図る。

7. 総合相談の支援窓口的な業務

- (1) 療育、教育、就労、生活、人権、虐待などの相談対応
- (2) 相談・苦情解決システムの円滑な推進
- (3) 各種関係機関とのネットワークの強化
- (4) 障害者関連法に関わる事、福祉に関わる事など、利用者に関わる情報について利用者及び家族への提供。

8. 防災計画

- (1) 安芸高田市消防の指導・助言を得て、防災・避難の計画を策定し、事業それぞれの計画に基づき、定期的に必要な安全点検（年2回）を行う。
- (2) 計画に基づき、防災・避難訓練（年2回）を実施し、利用者・職員の防災意識の向上を図る。

9. 年間活動計画（法人・ふれあいの家たんぽぽ・グループホームたんぽぽ共通）

- ◇ 家族会「かぜ」は隔月（偶数月）に定例会を行う。
- ◇ 就学児童生徒の職場体験実習の受け入れは、要請があれば随時行う。
- ◇ 発達障害者支援センターからのコンサルテーションを実施予定（定期訪問

4月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

5月

- ・ 広島県障害者スポーツ大会への参加
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ はつらつ友の会（県本人部会）行事への参加
- ・ 職員研修

6月

- ・ たんぽぽ祭り
- ・ 安芸高田ふれあいスポーツ交流会への参加、協力
- ・ 総合検診（利用者、職員）の実施
- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 広島県就労振興センター会議への参加
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 理事会（決算、事業報告等・評議員選任案等の議決）
- ・ 評議員選任・解任委員会招集（評議員選任案の議決）
- ・ 評議員会（決算、事業報告等・理事選任案等の議決）
- ・ 理事会（理事長選任）
- ・ 職員研修

7月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

8月

- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

9月

- ・ 安芸高田市フライングディスク大会への参加
- ・ 避難訓練（消防機器点検含む）～全事業所
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

10月

- ・ 理事、評議委員会（前期事業報告、中間決算等）
- ・ 全国障害者スポーツ大会への出場、支援
- ・ 美土里小学校交流会（お話会・作業体験）
- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 広島県育成会県大会及び本人大会への参加及び本人支援
- ・ 育成会全国大会（親、本人）への参加及び家族旅行の実施
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

11月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

12月

- ・ 広島県知的障害者ボウリンピックへの参加、支援
- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

1月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 県本人部会「なんでも相談会」への参加及び本人支援
- ・ 職員研修

2月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

3月

- 理事、評議委員会（事業計画、予算等の承認）
- 美土里小学校交流会
- 避難訓練（消防機器点検含む）～全事業所
- 安芸高田市自立支援協議会への参加
- 県本人部会「はつらつ友の会」役員会への参加支援
- 家族会総会
- 職員研修

9. 職員配置状況

◎ふれあいの家たんぽぽ（指定就労継続支援B型事業所）

職 名	配置基準	2020年度配置数	2021年度配置数	雇用形態
管理者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
サービス管理責任者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
職業指導員	1以上	2. 2（3）	1. 6（2）	常勤専従・非常勤専従
生活支援員	1以上	0. 8（1）	1. 1（2）	常勤兼務、非常勤専従
目標工賃達成指導員	1	0	1	常勤専従
事務員		0. 2（1）	0. 2（1）	常勤兼務

※職員数（常勤4名、非常勤2名）

◎グループホームたんぽぽ（共同生活援助）

※ショートステイたんぽぽ（短期入所）は同一事業所の為一体的運営を行う

職 名	配置基準	2020年度配置数	2021年度配置数	雇用形態
管理者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
サービス管理責任者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
生活支援員	1.2以上	1. 4（2）	1. 4（2）	常勤兼務・非常勤専従
世話人	1.8以上	2. 8（13）	2. 8（13）	常勤兼務・非常勤専従・兼務
夜間支援専門員	1	1（4）	1（4）	非常勤兼務

※職員数（常勤2名、非常勤13名）

**ふれあいの家たんぽぽ
(就労継続支援B型事業)**

2021年度

事業計画書

2021年度就労継続支援B型事業計画書

ふれあいの家たんぽぽ

1. 事業計画

(1) 重点目標

本年は基本報酬が改定される予定であり、現状の運営費を維持するには、工賃水準を維持する必要がある。その為、例年通り下請作業を中心に工賃水準の維持に努める。また、コロナ禍により就労支援会計収入が激減した事から、社会情勢や自然災害、納期に左右されない安定した作業の獲得を目指す必要がある。その一つとして、地域貢献や農福連携になりうるジビエを活用したペットフード製造・販売の新規事業の立ち上げの準備を進めたい。

また、利用者の出勤率の向上と安定に力を入れると共に作業時間・作業効率の向上を視野に入れた個別支援に力を入れます。出勤が安定しない利用者には家族や関係機関と情報の共有・連携強化をし、必要に応じて訪問や通院の引率を行いながら、利用者の不安や不満などを取り除き、出勤できるように支援します。

新型コロナウイルスにおいては、広島県や安芸高田市と連携を図り、最新の情報をもとに感染防止策を講じると共に事業所内での感染対策を徹底する。

以上の事を踏まえ、利用者・職員と綿密に協議し事業を進めて行きます。

- ① 工賃支給の適正化及び平均工賃の維持
- ② 施設外（企業内）就労の維持
- ③ 現状商品の安定生産
- ④ 利用者の出勤率の向上と維持
- ⑤ グループホームたんぽぽとの連携
- ⑥ 他事業所・他団体との連携及び協働
- ⑦ 作業しやすい環境づくり（作業環境調整・課題作業・個別化）
- ⑧ 就労への支援及びフォローアップ
- ⑨ 利用者の心身ともに健康作りへの取り組み
- ⑩ 家族との情報共有
- ⑪ 医療機関との情報の共有
- ⑫ 新規事業立ち上げ準備
- ⑬ 感染症予防対策の徹底

(2) 事業科目

1. アルミ缶リサイクル
2. 自主製品製作・販売
3. 下請け・委託
4. 自動販売機管理・飲料販売

5. 施設外就労
6. 就労移行支援（施設外支援）
7. 共同受注作業
8. 交流活動等

（３）事業計画の期間

①事業の開始	2021年	4月	1日
②事業の完了	2022年	3月	31日

2. 事業内容

（１）アルミ缶リサイクル

（科目）

- 缶の仕分け
- 缶回収

（重点目標）

- ① 地域・環境への貢献度が高い作業であり、作業所の１特色として行う。
- ② 回収ボックスおよび看板の改修。
- ③ アルミ缶仕分けを行う事での障害の重い方の残存能力の維持
- ④ アルミ缶仕分け作業の迅速な遂行。

（年間計画）

- 回収ボックスの制作・修繕（通年）
- 看板表記の取り替え（通年）
- 缶回収（高宮・美土里・吉田）
- 仕分け作業（通年）

（２）自主製品製作・販売

（制作販売科目）

- 手編みマット
- 手編み草履、厚底手編み草履
- 手編みクッション

（重点目標）

- ① 個々の利用者が自立して編めるよう支援する。
- ② 手編み商品の継続生産
- ③ 手編みクッションの安定生産
- ④ 豊かな感性を育む
- ⑤ 産直市や「あじさい横丁」（庁舎内販売）、各種イベントを活用して販路拡大
- ⑥ 他事業所と連携を図り、ふれあいプラザ等への納品手段確保の継続

（年間計画）

- 手編みマット、手編み草履、手編みクッション 販売（通年）

- 新商品、新デザインの考案（通年）
- 各種地域行事（祭り等）への参加、販売

（３）下請け・委託

（科目）

- モルテン下請け（ウレタン貼り・クリップさし・ラバー刺しパイプ刺し・検品・付箋はり、員数管理等）
- 田中物産下請け（シール貼り）
- S Kサービス（ウェス伸ばし）

（重点目標）

- ① 個別化を図り、利用者それぞれに得意な作業を選定し、作業への参加を促す。
- ② 利用者だけで処理できるよう支援およびジグ等の開発提供
- ③ 作業の細分化
- ④ 他事業所との連携を図り、作業の委託
- ⑤ 下請作業の単価交渉
- ⑥ 作業効率向上の支援。
- ⑦ 下請の品質保証の徹底。
- ⑧ 下請作業元との連携
- ⑨ 下請け作業の選定

（年間計画）

- 田中物産下請け作業（通年）
- モルテン下請作業（通年）
- S Kサービス下請け作業（通年）
- 作業の選定（通年）
- その他、下請作業（通年）

（４）自動販売機管理・飲料販売

（科目）

- 自動販売機への補充・在庫管理

（重点目標）

- ① 誰でもが参加できる作業の確保
- ② 利用者の工賃向上
- ③ 自動販売機設置維持管理を通しての地域貢献

（年間計画）

- 商品の補填（通年）
- 自動販売機の維持管理（通年）

（５）施設外作業（モルテン美土里・JA 広島北部）

（科目）

- モルテン美土里（ウレタン貼り・ボルト刺し・ラバー、パイプ刺し・検品・員数管理等）
- JA 広島北部（野菜の梱包作業等）

（重点目標）

- ① 一般就労を目指す、または見込まれる利用者の経験を積む場として確保し、就労へとつなげる。
- ② 利用者の工賃向上。
- ③ 障害のある人の理解を勧めていく。
- ④ 下請作業の単価交渉
- ⑤ 企業との連携
- ⑥ 作業内容の選定

（年間計画）

- モルテン美土里施設外作業（通年）
- JA 広島北部施設外作業（3 月～12 月）
- 一般就労への移行（通年）
- 作業効率の向上（通年）
- 作業の選定（通年）

（６）就労移行支援及びフォローアップ

（重点目標）

- ① 一般就労への移行者を出す（目標）
- ② ハローワーク、基幹相談支援事業所、就業・生活支援センター等との連携
- ③ 一般就労移行者へのフォローアップ、及び会社との連携
- ④ 障害のある人の理解を勧めていく

（年間計画）

- ハローワークへの訪問（定期）
- フォローアップ（通年）
- 基幹相談支援センターと連携し職場体験実習の実施（通年）
- 関係機関との連携体制（通年）

（７）共同受注作業

（科目）

- 軽作業（封入、梱包、洗車 等）

（重点目標）

- ① 利用者の工賃向上
- ② 広島県就労振興センター、安芸高田市との連携
- ③ 障害がある人の理解と必要性を発信していく。
- ④ 受注作業の選定

(年間計画)

- 共同受注作業 (随時)

(8) 交流活動等

(重点目標)

- ① 収益増加を目指すだけの就労継続施設とせず、交流活動等を行い、ストレスの解消など、利用者の心身の健康増進に務め、その他作業の効率化を目指す。
- ② 交流活動から情報や連携を得て、他事業に生かす。
- ③ 交流活動等を利用し、広報・啓発活動を行う。
- ④ 有給休暇等を活用し、適宜休息をとれる環境の構築

(年間計画)

- 他施設（貴船、ひとは、タマシゲ、清風会等）交流（通年）
- 地域交流（通年）
- レクリエーション活動（買い物・その他）（通年）
- 土曜活動の検討

3、新規事業の準備

(科目)

- ジビエを利用したペットフードの加工・販売

(重点目標)

- 2022年（令和4）年4月1日作業開始を目指す。
- 作業場所の選定（増改築を含む）
- 借入金等の借入計画、及び返済計画の作成。
- 市役所との連携
- 新規事業継続の計画立案（原材料（ジビエ）の仕入れ先の確保・販路確保・売上見込・収益見込・製造原価の設定 等）

4、利用者支援及び健康管理

(1) 利用者の生活（入浴、通院、買い物、家庭内）支援の実施

- 自事業所だけで抱え込まず、他事業所と連携をしながら行う。

(2) 個別支援計画の作成

- 本人及び家族への聞き取りを行い、計画相談に基づいて計画を立案し、本人の同意のうえ、個別支援計画に基づいて支援を行う。
- 日々のケース記録の記入に努め、計画のモニタリング（最低半年に1回）を実施し、再計画を行う（本人の同意）
- ケース記録等については、本人より要求があれば本人のものを開示する。またその情報等は漏洩を確実に防ぎ守秘する。
- 計画相談事業所と連携をとり計画の遂行及び事業所の可視化に努める。

(3) たんぽぽ本人部会活動の育成、促進支援

- 毎週金曜日の本人部会において、利用者自身が協議、決定しそれを実施する

よう努める。

- 毎月1回の本人部会全体会を実施し、行事等の活動立案、勉強会、作業所運営についての協議を行う。スタッフは支援を行うが、極力見守りに努める。
- 広島県本人部会活動「はつらつ友の会」への参加支援及び協力。

(4) 送迎サービス

- 通所は原則として、路線バス等の交通用具を利用したの通所とする。ただし自力で通所が困難な状況（交通手段がない、交通用具が使用できない、降雪）や支援の過程等で必要な場合は、送迎を実施する

(5) 健康管理

- 年間を通しての毎日の検温・血圧測定・体重測定（月1回）を実施し、健康管理のデータの蓄積を図る。データの管理に当たっては、パソコン機器等を使用し円滑な情報提供ができる状態にする。
- 津田医院との嘱託医契約を継続し、健康診断、流行疾病予防、医療相談等の実施をする。
- 安芸高田市及び北広島町の実施する総合検診に参加し、健康管理に努める。
- 保健師、栄養士との連携を図り、健康相談等を行い、利用者の健康管理に努める。
- 腔衛生について、歯科機関との連携を図りながら、その状況の改善・増進を図る。
- 感染症予防マニュアルの更新を行う。
- 祝祭日については、作業の調整を行うとともに有給休暇等を活用し、適宜休息が取得できる環境づくりを行い、利用者が過度の労働で疲弊しないよう努めます。

(6) 利用者の出勤率の向上

- 出勤が安定しない利用者には電話や家族と連携を強化し、必要に応じて訪問や通院の引率を行い、出勤が安定するように支援していきます。
- 利用者の通所の状況を見ながら必要に応じて主治医と連携を取ります。

5、感染予防対策

- 3密を避ける作業場及び食事の場の提供、送迎時間の調整
- 利用者、職員の手洗い、手指消毒の励行と徹底
- 施設内、公用車の消毒の徹底
- 職員及び利用者の行動履歴と体温記録記入の徹底
- パーティションの設置
- 換気の徹底、加湿器の設置
- その他、あらゆる感染対策を講ずる。

6、関係機関との連携及び支援の質の向上

- 基幹相談支援センターや自立支援協議会、安芸高田市役所など関係機関と随時連携を図り、利用者支援のための情報共有を行います。
- 連携事業所（グループホームたんぽぽ）と連絡調整・連携を密に取り、利用

者個々の能力の維持に努めます。また、通所利用者のショート利用に関しても連携を行い、生活と仕事の充実を図っていきます。

- 事業所内でスーパービジョンを実施し、職員間のチームワークを強化し、働きやすい職場環境の構築と、利用者支援力を高める。
- 外部研修への積極的参加。
- 職員会議の実施（第2、第4金曜日）
- 「グループホームたんぽぽ」との合同会議の実施（月1回）

7、虐待防止と権利擁護

- 障害者虐待防止法及び関係法令の遵守
- 所内における虐待防止のスタッフ研修の実施。所外で行われる研修へのスタッフの積極的な派遣。
- 相談、苦情解決システムの円滑な推進。
- 苦情解決システムにおける第三者委員の定期訪問により事業所の可視化を図る。

8、防災計画

- 安芸高田市消防の指導・助言を得て、防災・避難の計画を策定し、計画に基づき、定期的に必要な安全点検（年2回）を行う。
- 計画に基づき、防災・避難訓練（年2回）を実施し、利用者・職員の防災意識の向上を図る。

9、年間活動計画

※家族会「かぜ」は隔月（偶数月）に定例会を行う。

※就学児童生徒の職場体験実習の受け入れは、要請があれば随時行う。

※教職員免許「介護等体験」による実習の受け入れは、要請があれば随時行う。

※本人部会、毎週1回

※あじさい横丁（庁舎内販売）毎月第3金曜日

4月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

5月

- ・ 広島県障害者スポーツ大会への参加
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ はつらつ友の会（県本人部会）行事への参加
- ・ 職員研修

6月

- ・ 理事・評議員会（決算・事業報告）

- ・ 第11回たんぽぽ祭り
- ・ 安芸高田ふれあいスポーツ交流会への参加、協力
- ・ 総合検診（利用者、職員）の実施
- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 広島県就労振興センター会議への参加
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

7月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

8月

- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

9月

- ・ 安芸高田市フライングディスク大会への参加
- ・ 避難訓練（消防機器点検含む）
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

10月

- ・ 全国障害者スポーツ大会への出場、支援
- ・ 美土里小学校交流会（お話会・作業体験）
- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 広島県育成会県大会及び本人大会への参加及び本人支援
- ・ 育成会中国大会（親、本人）への参加、支援
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

11月

- ・ 育成会全国大会（親、本人）への参加、支援
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

12月

- ・ 広島県知的障害者ボウリンピックへの参加、支援
- ・ 町民文化祭への参加
- ・ はつらつ友の会役員会への参加支援
- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 忘年会の開催（家族会との合同）
- ・ 職員研修

1月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 県本人部会「なんでも相談会」への参加及び本人支援
- ・ 職員研修

2月

- ・ 安芸高田市自立支援協議会への参加
- ・ 職員研修

3月

- 美土里小学校交流会
- 避難訓練（消防機器点検含む）
- 安芸高田市自立支援協議会への参加
- 県本人部会「はつらつ友の会」役員会への参加支援
- 家族会総会
- 職員研修

9、日課

（１）施設内作業グループ

8:30 9:30 10:00 12:00 13:00 15:00 15:30

17:30

出勤 健康チェック	体操 朝礼	作業 (活動)	昼食 休憩	作業 (活動)	掃除 日誌	終礼 退勤
--------------	----------	------------	----------	------------	----------	----------

（２）施設外就労（モルテン美土里・JA 北部農協）

8:30 9:30 9:50 12:00 13:00 15:00 15:30

17:30

出勤 健康チェック	体 操 朝 礼 移動	作業	昼食 休憩 移動	作業 掃除	移動	終礼 退勤
--------------	------------------	----	----------------	----------	----	----------

グループホームたんぽぽ

(共同生活援助事業)

2021年度

事業計画書

2021年度共同生活援助事業計画書

グループホームたんぽぽ

1. 事業計画

本年度は、新型コロナウイルス感染症終息の見通しが不透明な現状を踏まえ、感染予防対策を徹底し、集団感染の防止に全力で努める。また、新しい生活様式に利用者が円滑に移行できるよう支援し、コロナ禍にあっても、より安心して楽しく生活を送れるよう、また安定した経営が行えるよう努めます。

そのためにも利用者・職員と綿密に討議・協議し、事業・運営を進めることに努めます。

(1) 事業計画の期間

- ①事業の開始 2021年 4月 1日
- ②事業の完了 2022年 3月31日

(2) 定員数

9名（男性5名、女性4名）

(3) 職員の状況

職 名	配置基準	2020年度配置数	2021年度配置数	雇用形態
管理者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
サービス管理責任者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
生活支援員	1.2以上	1.4（2）	1.4（2）	常勤兼務・非常勤専従
世話人	1.8以上	2.8（13）	2.8（13）	常勤兼務・非常勤専従・兼務
夜間支援専門員	1	1（4）	1（4）	非常勤兼務

※職員数（常勤2名、非常勤13名）

2. 利用者支援

(1) サービス提供日数 365日

夜間支援提供日数 365日（帰省等で日数の減あり）

(2) サービス提供時間及び支援者の配置時間

・世話人(常勤)	6:00 ~ 15:00		
	8:30 ~ 17:30		
	11:00 ~ 20:00		
(非常勤)	6:00 ~ 9:00		
	16:00 ~ 20:00		
	20:00 ~ 22:00		
・夜間支援専門員	22:00 ~ 6:00		
・生活支援員	6:00 ~ 20:00		
	(7:00~16:00	8:30~17:30	11:00~20:00)

(3) 個別支援計画の作成

- ・本人及び家族への聞き取りを行い、計画相談に基づいて計画を立案し、本人の同意のうえ、個別支援計画に基づいて支援を行う。
- ・日々のケース記録の記入に努め、計画のモニタリング（最低半年に1回）を実施し、再計画を行う（本人の同意）
- ・ケース記録等については、本人より要求があれば本人のものを開示する。またその情報等は漏洩を確実に防ぎ守秘する。
- ・計画相談事業所及び日中活動事業所等との連携を図り、計画の遂行及び事業所の可視化に努める。

(4) 食事の提供

- ・朝食及び夕食の提供を行う。
- ・外部管理栄養士に管理された食事の提供を行う。
- ・希望に応じて、週末の昼食提供を行う。
- ・食事の介助が必要な場合には、状況に応じて行う。
- ・感染症予防対策のため、集団での食事は控え、原則、居室での食事提供を行う。

(5) 生活支援

- ・入浴について、同性介助を原則とし、自立度が高まるよう必要に応じて支援を行う。
- ・居室の清掃、洗濯について、利用者個々の状況に合わせて、自立度が高まるよう必要に応じて支援を行う。
- ・身だしなみについて、利用者個々の状況に合わせて、支援を行う。
- ・調理等について、必要に応じて、自立度が高まるよう支援を行う。
- ・買い物支援について、利用者個々の状況に応じて、支援を行う。
- ・その他の生活に係ることについて、必要に応じて支援を行う。

(6) 健康管理

- ・毎朝の健康チェックの実施（体温）
- ・体重チェック（毎月）
- ・服薬の管理
- ・通院時は、原則付き添いを行う。
- ・協力医療機関（津田医院・みどりファミリー歯科）と連携を図り、利用者の健康及び口腔衛生の把握に努め、必要に応じて支援を行う。
- ・感染症予防対策の実施。

(7) 預かり金銭等

- ・金銭の管理体制は、法人本部にて取り扱う。
- ・管理責任者が通帳を管理。銀行印は統括管理者が管理する。
- ・個々の金銭管理について、必要に応じて支援を行う。

(8) 休日の支援

- ・休日の充実した過ごし方の為、地域当事者の会との連携を図る。
- ・利用者が主体的に計画して休日を過ごすための助言を行う。
- ・季節行事を積極的に行い、家庭的な雰囲気構築する。
- ・利用者と協議して、休日活動を計画し行う。
- ・長期休暇中（お盆休み、年末年始）における帰省支援検討及び有意義に過ごせる環境の模索。

(9) 相談支援

- ・随時、相談を受け付けるとともに、定期的に面接を行う。

(10) 就労支援

- ・一般企業への就労者が4名。
- ・企業及びふれあいの家たんぼぼと連携を図り、生活面を中心に支援を行う。
- ・緊急時（傷病時等）に送迎など必要に応じて支援を行う。

(11) 感染症予防対策

- ・集団での食事は控え、原則、居室での食事提供を行う。
- ・居室外でのマスク着用、手洗い手指消毒の励行等の感染症予防対策における支援を行う。
- ・事業所内の消毒の徹底。
- ・BCP（事業継続計画）の作成

3. 関係機関との連携及び支援の質の向上

- ・利用者のニーズに対しては、施設のもつ最大限、可能な限りの機能を使い対応する。また、対応困難なニーズに対しては、自立支援協議会の活用、他機関の利用を含め、それに見合うサービスの創出・整備を図ることに努める。

- ・ 他の機関（福祉機関、医療機関、教育機関、行政、保健師など）との連携をはかり、ネットワークの拡充・強化に努める。
- ・ 連携事業所（ふれあいの家たんぽぽ）との連絡調整・連携を緊密に取り、利用者の生活の質の向上に努める。
- ・ 発達障害者支援センターの定期訪問によるＳＶを受けることで、事業所内の環境改善や利用者へのより良い支援の構築及びスタッフの専門性（知識・技術）のスキルアップを図る。
- ・ 事業所内でスーパービジョンを実践することで、職員間のチームワークを強化し、働きやすい職場環境の構築と、利用者支援力を高める。
- ・ 職員研修の実施
- ・ 外部研修への積極的参加
- ・ 職員会議の月１回実施（世話人及び生活支援員）
- ・ ふれあいの家たんぽぽとの合同会議の実施（月１回）

4. 虐待防止と権利擁護

- ・ 障害者虐待防止法及び関係法令の遵守
- ・ 所内における虐待防止のスタッフ研修の実施。所外で行われる研修へのスタッフの積極的な派遣を行う。
- ・ 相談、苦情解決システムの円滑な推進。
- ・ 苦情解決システムにおける第三者委員の定期訪問により事業所の可視化を図る。

5. 非常災害対策

- ・ 安芸高田市消防の指導・助言を得て、防災・避難の計画を策定し、計画に基づき、定期的に必要な安全点検（年２回）を行う。
- ・ 計画に基づき、夜間でも円滑に避難できるよう防災・避難訓練（年２回）を実施し、利用者・職員の防災意識の向上を図る。
- ・ 地域消防団との連携及び地域自主防災活動への参加。

6. 共同生活援助事業所の新規開設

- ・ 早い年度での開設を目標とする。
 - ・ 今年度については以下のことを実施する。
- ①場所、定員数についての検討
 - ②設計図面の作成
 - ③借入先の検討
 - ④借入れ償還計画の検討、作成
 - ⑤理事会での議決

ショートステイたんぽぽ
(短期入所事業)
2021年度
事業計画書

2021年度短期入所事業計画書

ショートステイたんぽぽ

1. 事業計画

本年度は、新型コロナウイルス感染症終息の見通しが不透明な現状を踏まえ、感染予防対策を徹底し、集団感染の防止に全力で努める。

利用率の増加も見込めない現状を踏まえ、定員1減について検討し、共同生活援助とともに安定した経営ができるよう、監督庁でもある市と協議を進めていきます。

そのためにも、職員と綿密に討議・協議しながら、事業・運営を進めることに努めます。

(1) 事業計画の期間

- ①事業の開始 2021年 4月 1日
- ②事業の完了 2022年 3月31日

(2) 定員数

2名

(3) 職員の状況（グループホームと一体的な運営）

※職員数（常勤2名、非常勤13名）

職 名	配置基準	2020年度配置数	2021年度配置数	雇用形態
管理者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
サービス管理責任者	1	1（1）	1（1）	常勤兼務
生活支援員	1.2以上	1.4（2）	1.4（2）	常勤兼務・非常勤専従
世話人	1.8以上	2.8（13）	2.8（13）	常勤兼務・非常勤専従・兼務
夜間支援専門員	1	1（4）	1（4）	非常勤兼務

2. 利用者支援

(1) サービス提供日数 365日

(2) サービス提供時間及び支援者の配置時間

・世話人(常勤)	6:00 ~ 15:00
	8:30 ~ 17:30
	11:00 ~ 20:00
(非常勤)	6:00 ~ 9:00
	16:00 ~ 20:00
	20:00 ~ 22:00
・夜間支援専門員	22:00 ~ 6:00
・生活支援員	6:00 ~ 20:00
(7:00~16:00	8:30~17:30 11:00~20:00)

(3) 個別支援計画の作成

- ・利用者の利用実態に応じて作成を行う。一時的な利用については作成を行わない。将来の入居や自立へ向けた利用の場合は作成し、以下の通り実施する。
- ・本人及び家族への聞き取りを行い、計画相談に基づいて計画を立案し、本人の同意のうえ、個別支援計画に基づいて支援を行う。
- ・日々のケース記録の記入に努め、計画のモニタリング（最低半年に1回）を実施し、再計画を行う（本人の同意）
- ・ケース記録等については、本人より要求があれば本人のものを開示する。またその情報等は漏洩を確実に防ぎ守秘する。
- ・計画相談事業所及び日中活動事業所等との連携を図り、計画の遂行及び事業所の可視化に努める。

(4) 食事の提供

- ・朝食、昼食、夕食の提供を行う。ただし短期入所期間中に日中活動等の事業所を利用する場合は、昼食の提供はしない。
- ・外部管理栄養士に管理された食事の提供を行う。
- ・食事の介助が必要な場合には、状況に応じて行う。

(5) 生活支援

- ・利用者の個々の状態、状況に応じて支援を行う。入浴または清拭、排泄の支援、身体等の介護、身辺自立に向けた支援を行う。
- ・その他の生活に係ることについて、必要に応じて支援を行う。
- ・生活等に係ることについて、随時相談を受け付け、助言等を行う。

(6) 健康管理

- ・ 健康チェックの実施（体温）
- ・ 服薬の管理を必要に応じて行う。
- ・ 感染予防対策の徹底。

(7) 感染症予防対策

- ・ 集団での食事は控え、原則、居室での食事提供を行う。
- ・ 居室外でのマスク着用、手洗い手指消毒の励行等の感染症予防対策における支援を行う。
- ・ 事業所内の消毒の徹底。

3. 関係機関との連携及び支援の質の向上

- ・ 利用者のニーズに対しては、施設のもつ最大限、可能な限りの機能を使い対応する。また、対応困難なニーズに対しては、自立支援協議会の活用、他機関の利用を含め、それに見合うサービスの創出・整備を図ることに努める。
- ・ 他の機関（福祉機関、医療機関、教育機関、行政、保健師など）との連携をはかり、ネットワークの拡充・強化に努める。
- ・ 連携事業所（ふれあいの家たんぽぽ）との連絡調整・連携を緊密に取り、利用者の生活の質の向上に努める。
- ・ 事業所内でスーパービジョンを実践することで、職員間のチームワークを強化し、働きやすい職場環境の構築と、利用者支援力を高める。
- ・ 職員研修の実施
- ・ 外部研修への積極的参加
- ・ 職員会議の月1回実施（世話人及び生活支援員）
- ・ ふれあいの家たんぽぽとの合同会議の実施（月1回）

4. 虐待防止と権利擁護

- ・ グループホームたんぽぽと一体的な運営を行うため、グループホームで以下の通り実施する。
- ・ 障害者虐待防止法及び関係法令の遵守
- ・ 所内における虐待防止のスタッフ研修の実施。所外で行われる研修へのスタッフの積極的な派遣を行う。
- ・ 相談、苦情解決システムの円滑な推進。
- ・ 苦情解決システムにおける第三者委員の定期訪問により事業所の可視化を図る。

5. 非常災害対策

- ・グループホームたんぽぽと一体的な運営を行うため、グループホームの対策に基づいて以下の通り行う。
- ・安芸高田市消防の指導・助言を得て、防災・避難の計画を策定し、計画に基づき、定期的に必要な安全点検（年2回）を行う。
- ・計画に基づき、夜間でも円滑に避難できるよう防災・避難訓練（年2回）を実施し、利用者・職員の防災意識の向上を図る。
- ・地域消防団との連携及び地域自主防災活動への参加。

6. 事業検討

- ①定員1減について内部及び安芸高田市との協議
- ②定員変更する場合について
 - ・理事会の開催及び協議、決議
 - ・変更届（短期入所及び共同生活援助）の作成と届出
 - ・共同生活援助入居者の募集